

○仙台市スポーツ推進審議会に関する条例

昭和三七年七月二一日
仙台市条例第一九号

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条に規定するスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する等のため、仙台市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平二三、一〇・全改)

(任務)

第二条 審議会は、スポーツ基本法第三十五条に規定するもののほか、市長又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長又は教育委員会に建議する。

- 一 本市のスポーツ推進計画に関すること
- 二 スポーツの施設及び設備の整備に関すること
- 三 スポーツの施設及び設備の運用の改善に関すること
- 四 スポーツの施設及び設備へのスポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(次号において「指導者等」という。)の配置に関すること
- 五 指導者等の養成及びその資質の向上並びにその活用に関すること
- 六 スポーツの事業の実施及び奨励に関すること
- 七 スポーツの団体の育成に関すること
- 八 スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に関すること
- 九 スポーツの技術水準の向上に関すること
- 十 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること

(平一一、一二・平二二、三・平二三、一〇・改正)

(組織)

第三条 審議会は、二十一人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会の意見を聴いて、市長が任命する。

(昭六二、九・昭六三、二・平二三、一〇・改正)

(会長等)

第四条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一名おく。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第五条 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会議)

第六条 審議会の会議は、必要に応じて開くものとする。

2 会長は、審議会を招集し、会議の議長となる。

(平二三、一〇・改正)

(議事)

第七条 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

(昭六二、九・旧第九条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(昭六三、二・改正)

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則(平一一、一二・改正)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平二二、三・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平二三、一〇・改正)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(仙台市スポーツ推進審議会の委員の任期に関する特例)

2 この条例の施行後平成二十四年九月三十日までの間に任命される仙台市スポーツ推進審議会の委員の任期は、改正後の仙台市スポーツ推進審議会に関する条例第五条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。